

暫定議題
第 24 回委員会年次会合に付属する拡大委員会
2017 年 10 月 9-12 日
インドネシア、ジョグジャカルタ

1. 開会

1.1. 第 24 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認

1.2. 議題の採択

1.3. オープニング・ステートメント

オープニング・ステートメントは会合の公式記録となる。会合開始前に電子的コピーを事務局まで提出されたい。

1.3.1. メンバー

1.3.2. 協力的非加盟国

1.3.3. オブザーバー

2. 事務局からの報告

事務局長が過去 1 年間の事務局の活動について報告する。会合参加者は当該報告を事前に読了しているものと見なし、この議題項目では主に当該報告に対するコメント及び質疑応答を行う。

3. 財政及び運営

事務局長が 2017 年改訂予算及び 2018 年予算案（2019 年及び 2020 年の仮予算を含む）の概略を説明する。予算及びその他の運営上の課題にかかる詳細な検討は、財政運営委員会に付託され、勧告予算とともに拡大委員会（EC）に答申される予定である。

3.1. 財政運営委員会からの報告

4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

各メンバー及び協力的非加盟国は、会合に先立ち、[遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート](#)を使用して、各々の SBT 漁業活動に関する報告書を提出することとされている。会合参加者はこれらの報告書を事前に読了しているものと想定し、会合時には報告書の説明は行わない。すなわち、この議題項目では、報告書に関する質問、コメント及びフォローアップの議論を行う。直前の遵守委員会会合において議論された課題については必ずしも議論する必要はない。

4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

この小議題項目は、メンバーによる特別なプロジェクトについて報告する機会を提供するものである。直前の遵守委員会会合において議論された課題については必ずしも議論する必要はない。

5. 遵守委員会からの報告

遵守委員会（CC）議長が、2017 年 10 月 5-7 日に開催予定の第 12 回遵守委員会会合の報告書について説明する。CC は、EC に対して勧告や決議案についての検討を求める可能性がある。

6. 拡大科学委員会からの報告

拡大科学委員会（ESC）議長が、9月のESC会合の報告書について説明する。ESC会合では、科学調査計画関連活動の結果のレビュー、漁業指標の定期的評価の実施、全面的なSBT資源評価、SBTの資源状態に関する助言（管理方式に関するメタルール及び例外的状況の評価を含む）の提供、及び新たな管理方式の開発状況の報告を行う予定である。

7. 生態学的関連種作業部会からの報告

生態学的関連種作業部会（ERSWG）議長が、2017年3月に開催されたERSWG会合の報告書について説明する。また、ERSWG議長は、2016年12月に開催された生態系ベースの漁業管理の実施に関するまぐろ類RFMO合同会合の結果についても報告する予定である。

8. 総漁獲可能量及びその配分

8.1. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量

CCSBT 21 は、国別配分量に帰属する SBT 漁獲量（帰属漁獲量）に関する共通の定義¹について合意するとともに、CCSBT 21 において採択された帰属漁獲量の共通の定義について、可能な限り早く、かつ2018 漁期年の前までにこれを導入すべく誠実に対応することに合意した。また CCSBT 21 は、帰属 SBT 漁獲量の導入に関する2015 年から2018 年までの行動ポイント一覧表（別紙A）に合意した。メンバーは、遵守委員会及びEC に対する年次報告の中で、帰属 SBT 漁獲量の導入にかかる進捗状況を報告することとされている。EC は、これまでの進捗状況について検討するとともに、必要な勧告を行う。

8.2. TAC の決定

EC は、CCSBT 23 において、CCSBT 管理方式（MP）による勧告に従って、2018-2020 年の各年の TAC を17,647 トンに設定することに合意した。EC は、2018 年の TAC の修正を要するような例外的状況にあるかどうかについて確認する必要がある。

8.3. 調査死亡枠

EC は、CCSBT 23 において、2018-2020 年の間、MP により勧告された TAC の範囲内で、調査死亡枠として各年6 トンを割り当てることに合意した。この議題項目は、メンバーに対し、2018 年の各国の調査活動のための調査死亡枠の承認を求める機会を提供するものである。

8.4. TAC の配分

CCSBT 23 において、2018-2020 年における国別配分量が合意された。想定外の状況（例えば新メンバーの加入、新たな協力的非加盟国の参加、又は非加盟国による未考慮 IUU 漁獲量の推定値の増加など）が発生しない限り、CCSBT 24 における国別配分量に関する議論は想定されていない。

¹ メンバー及びCNMの国別配分量に対して計上する帰属漁獲量は、同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量であって、特に以下に起因する死亡を含むものである。

- 商業的漁業操業（SBTを主な漁獲対象とするかどうかを問わない）
- 放流及び／又は投棄
- 遊漁
- 慣習的／又は伝統的漁業
- 沿岸零細漁業

9. CCSBT 戦略計画

CCSBT 22 は、5年間の行動計画を含む改定 CCSBT 戦略計画を採択した。

9.1. 2017年の活動

戦略計画において2017年に予定されている事項の大部分は、CCSBT 会合等により対応される予定である。いずれの場合でも検討されていない2017年の行動事項は以下に列記したとおりであり、括弧書きにより（戦略計画上の）優先順位も示した。事務局は、これらの事項に関する議論を促進するための文書を作成する予定である。

- 適切なデータセットの共有を可能とするための、CCSBT の各種データに割り当てられたリスク区分の改正（非常に高い）
- 議長によるサポート、意思決定及び継続性を通年で得ることができるよう確保するために長期契約を検討することを含め、CCSBT の現在の議長に関するアレンジメントを変更することの費用対効果をレビューする（高い）
- 拡大委員会の作業を支援するため、メンバーの政府に課される分担金以外の資金調達先を探求する（高い）
- 柔軟な管理取決め—適当な場合は、メンバー間で枠の譲渡を行う（高い）
- 船籍が置かれる国／漁業主体が国別配分量に対応する漁獲能力の自己評価を完了する。旗国／主体は、必要に応じて是正措置を講じる（中程度）

9.2. 2018年の活動

戦略計画上の行動計画において2018年に予定されている一部の行動事項は相当の作業量を要するものである。以下に列記したこれらの行動事項について、拡大委員会がこれらの各事項について2018年に進め、また合意された行動の実施に関する責任を割り当てることを希望するかどうかについて確認することを提案する。

- 各メンバーがそれぞれのノミナル漁獲量に達した後、代替的な再建戦略（短期的な漁獲量増加よりも資源再建を優先するものを含む）の費用対効果を評価する（非常に高い）
- ERS に関する勧告の実施をレビューする（中程度／高い）
- ERS に対するリスクを削減するための業界の努力を促進することができるよう、他のRFMO、関連業界及びその他の利害関係者との緊密な協力の下、有効性を評価するための明確なクライテリア並びに安全性の確保及び実用性の問題に関する検討を含む、ERS に関する政策及び管理戦略を策定する（中程度／高い）
- SBT の再生産及び加入に対する気候変動の影響にかかる知見を改善する観点と併せて、SBT の再生産に影響を与える可能性がある生態系の状況に関する調査にかかる議論を促進する（中程度／高い）
- 新規メンバーを含めた全てのメンバーに関する長期的な配分に関する取決めのオプションを（条約文に基づき）策定し、TAC の増加又は減少の際に適用する（中程度／高い）
- 代表団長会議の活用を最小限にすることにより、意思決定プロセスの透明性を改善する必要性について検討する（中程度）
- 条約文をレビューし（仮にメンバー（ら）がそのような交渉を提案するならば）、かつ、適当な場合は、例えば管理方式やERS の管理措置のレビューの際などにおいて、委員会の決定を通じて、近代的な漁業管理原則及び／又は基準を組み込む。

10. CCSBT 漁業管理計画（FMP）に関する検討

CCSBT 22 は、2017年のECにおいて検討されるFMP案の作成について、リソースが確保できる場合にはニュージーランドが休会期間中に作業を行うことに合意した。ニュージーランドは、2018年のEC会合にFMP案を提出する予定ではないが、このFMPは引き続き委員会の最大の関心事項であるものと考えているとした。またニュージーランドは、FMPの主な内容に関するメンバーからのさらなるガイダンスを歓迎するとした。

11. 協力的非加盟国

協力的非加盟国の地位の設立のための決議は、拡大委員会との約束に対する履行状況に基づき、その地位の継続について毎年レビューを行うよう求めている。現在、検討されるべき協力的非加盟国は1カ国（フィリピン）のみである。

12. 非加盟国との関係

CCSBT 23 における要請を踏まえ、中国、フィジー、シンガポール及び米国に対し、CCSBT 23 にオブザーバーとして参加するよう招請している。メンバーは、SBT に関する重要な水揚げ港又は市場国となっている又はなりつつある国について、その通報を裏付ける背景情報とともに、事務局長に対して、遅くとも会合の6週間前までにこれを通報することとされている。これらの通報は、本議題項目における事務局文書に含められる予定である。

13. Kobe プロセス

この常設議題項目は、Kobe プロセスに関するアップデートを行うとともに、行動が求められるすべてのKobe プロセス勧告についてメンバーがレビューを行うものである。

14. 他の機関との活動

14.1. 関連するその他 RFMO の会合からの報告

他のRFMO との協力関係を改善するため、CCSBT のメンバーは、関心のあるRFMO 会合²においてCCSBT オブザーバーとなり、これらのメンバーはCCSBT に対して関連事項の報告書を提出している。この議題項目において、以下の機会が与えられる。

- オブザーバーとなったメンバーは、これらの会合における関連事項を簡潔に説明する
- 2018 年のCCSBT 以外の会合におけるCCSBT オブザーバーについて合意する

15. データ及び文書の機密性

15.1. 2017 年の報告書及び文書の機密性

この議題項目は、CCSBT 23 に関連する会合報告書及びこれらの会合のために作成されたすべての文書について、非公表とすべきかどうかについて検討するものである³。

² WCPFC、CCAMLR、IOTC、ICCAT 及びIATTC について、それぞれ韓国、オーストラリア、インドネシア、日本及び台湾がオブザーバーとなっている。

³ 拡大委員会が報告書の公表を制限することに合意しない限り、CCSBT 24 に関連する会合の報告書はCCSBT 24 後に公表される。同様に、そのような会合に提出された文書が既に制限されている情報を含んでいないか、又はかかる文書の著者（若しくは、著者がメンバーの代表である場合には、メンバー）が公表について制限することを要求しない限り、当該文書はCCSBT 24 後に公表される。

16. 2018年の会合

2018年に開催予定の会合の日程について検討する必要がある。事務局は、休会期間中に以下の会合の日程に関する決定を求める予定である。

- オペレーティング・モデル及び管理方式に関する非公式技術会合（非公式 OMMP）
- 拡大科学委員会
- 遵守委員会
- 拡大委員会

ECは、これらの会合の暫定的な日程を確認する必要がある。さらにECは、2018年又は2019年に次回 ERSWG 会合を開催するかどうか、開催する場合はその年のいずれの時期にこれを開催するかについて決定する必要がある。また、休会期間中の OMMP 会合が2018年6/7月に計画されているが、これまでと同様、同会合の日程については CCSBT 24 の後に事務局長と参加科学者との間で調整される予定である。

17. 第25回 CCSBT 年次会合に付属する拡大科学委員会の議長及び副議長の選出

18. その他の事項

19. 閉会

19.1. 報告書の採択

19.2. 閉会

**CCSBT 21 において合意された国別漁獲量に帰属する SBT 漁獲量の
実施に関する行動ポイント一覧表**

	外部	内部	ESC 作業計画
2015	<p>ECは、2018-20年のTAC期間における非メンバーの漁獲量の考慮にかかる原則及びプロセスに関する議論を開始する。</p> <p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析に着手する。</p> <p>非メンバー国の漁獲量の推定に寄与するための大規模市場の市場分析を委託する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個々のメンバーによる、同国に当てはまる死亡要因に関する調査、及びESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告 2. メンバーは、最良の推定値に基づく帰属死亡量の全ての要因に対するアローワンスの設定を2016-17漁期年から開始するよう努力するものとし、他のメンバーに対して、CCSBT22までにこれを通知するものとする。これができなかったメンバーは、CCSBT22に対してその旨通知するとともに、なぜできなかったのかについて説明し、及びアローワンスを設定できる期限を定めるものとする。 3. ECは、次のクォータブロック（2018-20年）中に帰属漁獲量に対処するプロセスにかかる議論及び合意に着手する。 	<p>無報告死亡量に関する情報の照合及びOM「船団」に沿った当該情報の分類（ESC19報告書）</p>
2016	<p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析を継続する。</p> <p>ECは、2018-20年のTAC期間における非メンバーの漁獲量を考慮するための調整について決定する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必要な場合、ECは、次のクォータブロック（2018-2020年）中に帰属漁獲量に対処するためのプロセスに関して合意するため、検討を継続する。 2. 個々のメンバーは、同国に当てはまる死亡要因に関する調査を継続するとともに、ESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告を行う。 	<p>ESCは、2018-2020年のTACを勧告するためにMPを走らせる予定である。</p>
2017	<p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析を継続する。</p>	<p>個々のメンバーは、同国に当てはまる死亡要因に関する調査を継続するとともに、ESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告を行う。</p>	<p>ESCは、全面的な資源評価及び第一回目の公式MPレビューを行う予定である。</p>
2018		<p>帰属漁獲量の共通の定義の全面的な実施</p>	